

建設キャリアアップシステム

登録行政書士について



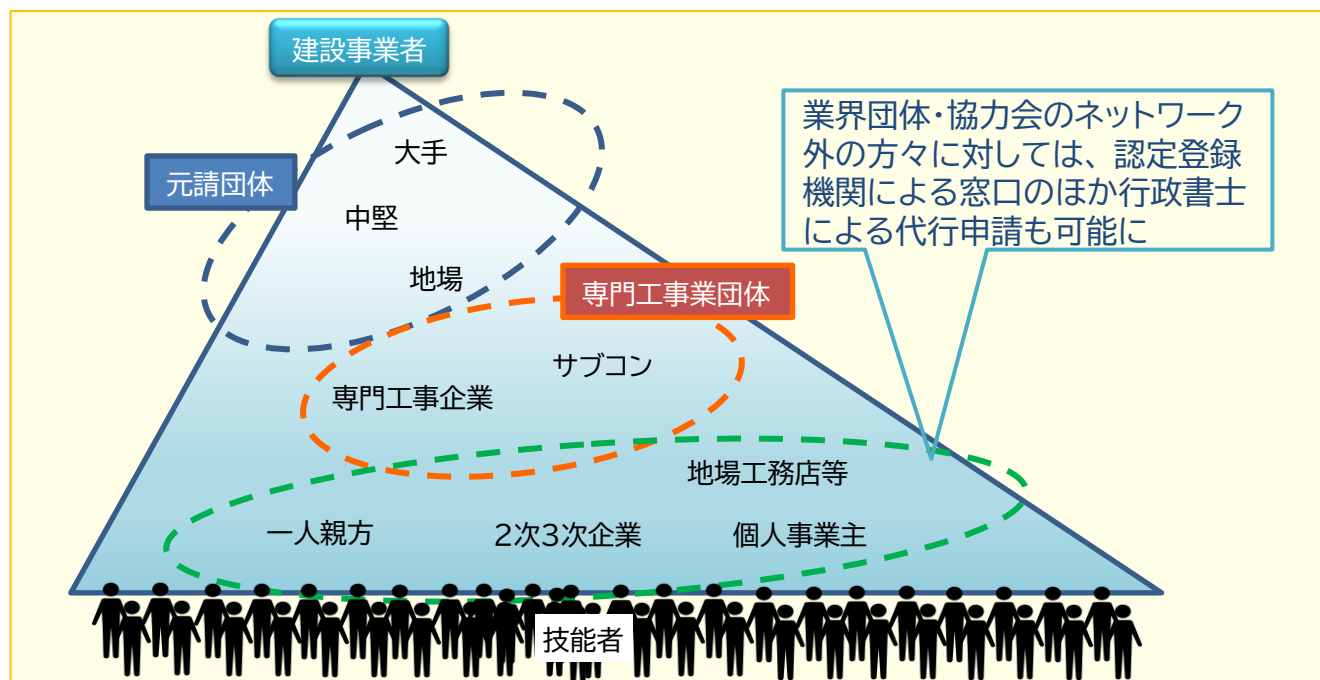
2025 年 6 月



建設キャリアアップシステム事業本部

1. CCUS登録行政書士の育成・活用	2
2. 行政書士によるCCUSの登録・申請	3
3. CCUS登録行政書士と認定アドバイザーの違い	4
4. 行政書士による代理申請フロー	5
5. 行政書士による代行申請フロー	6
6. 登録行政書士のメリット	7
7. CCUS登録行政書士 申込みフロー	9
8. 登録にあたっての注意事項	10

- 地方部におけるCCUS普及促進には、業界団体・元請協力会等のネットワークに属さない小規模事業者の登録が急務。小規模事業者は、自ら登録が困難な場合も少なくない。
- このため、小規模事業者とも接点を有する行政書士による代行申請を開始(2022年2月)。
- CCUSの実務習得のためのオンライン講習を実施し、これを受講した者を「CCUS登録行政書士」としてCCUSホームページ(以下「HP」という。)において公表し、ユーザーの登録申請をサポートする選択肢を拡大。
- CCUS登録行政書士が常に最新の情報を保持できるよう、定期的に情報提供(CCUSインフォメーションとして月1~2回程度)し、知識のブラッシュアップを実施。



行政書士は、2022年2月よりCCUS事業者登録を行えば 代行申請が可能となった。
(事業者登録を必要としない代理登録も可能)

申請区分		申請者	申請方法	新規申請		変更・更新申請		現場・施工体制 の登録
				技能者	事業者	技能者	事業者	
本人による 申請	本人申請	本人	インターネット	○	○	○	○	○
本人以外に よる申請	認定登録機関申請	認定登録機関	申請書(紙)	○	○	○	○	
	代行申請 (注1)	元請事業者 所属事業者 等	インターネット	○	○	○	○	
		登録行政書士		○	○	○	○	
	代理申請(注2)	本人の委任を 受けた第三者		△	△	△	△	△

○：CCUS上の機能で申請

△：CCUS上の機能ではなく、本人に代わり申請

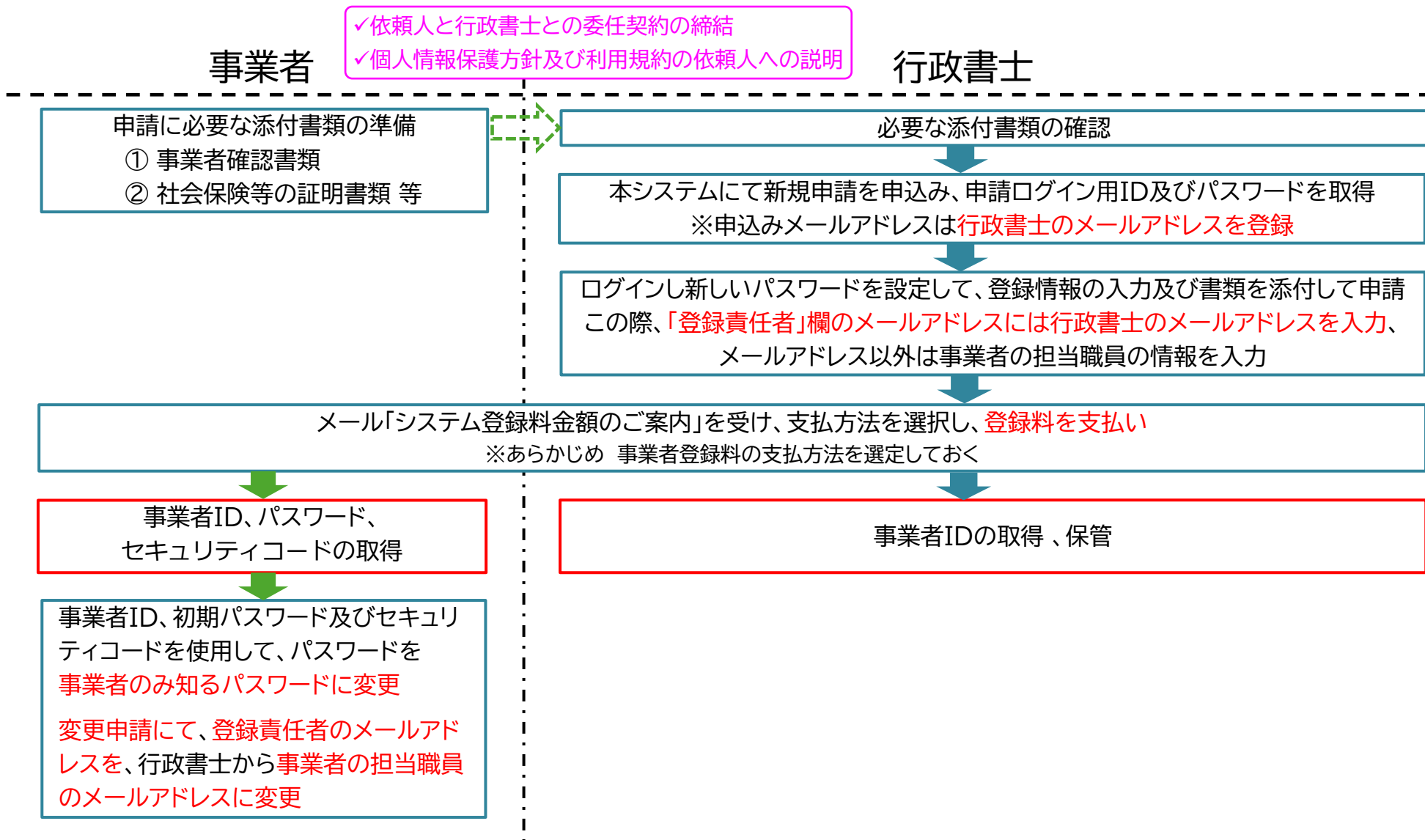
注1 代行申請：事業者IDを持っている事業者や登録行政書士が、CCUSの代行申請画面より、本人に代わり情報登録申請をおこなうこと。

注2 代理申請：事業者IDを持っていない者が、CCUS登録画面より本人に代わって必要なデータを入力すること。

項 目	CCUS登録行政書士	CCUS認定アドバイザー
定 義（目 的）	<u>CCUSに事業者登録し、CCUS登録(新規・変更・更新) 希望者の代行申請を行う行政書士</u>	CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUSの利用者に対する適切な指導及び助言等を行う者
対 象（単 位）	<u>行政書士事務所・行政書士法人</u>	個人
要 件	行政書士法に基づき行政書士として登録を受け、CCUS事業者登録を完了した行政書士事務所または行政書士法人のうち、所定の講習を修了し、CCUSのHPの名簿リストに掲載されたもの	基金が実施する認定講習を受講して修了考査に合格し、アドバイザーとしての十分なスキルを修得したと認められる者
責 務	特になし	年1回、実績報告書を基金に提出
CCUSのHPへの掲載	名簿リスト掲載	認定者のうち希望する者を名簿リスト掲載
費 用	事象者登録料（5年毎） 6,000円 管理者ID利用料（毎年） 11,400円	無料
有効期間	<u>5年</u> （更新には事業者登録料納付が必要）	2年（更新可能、条件あり）
問合せ等窓口	CCUSのHPの「 <u>お問い合わせフォーム</u> 」	（建設業振興基金内）認定アドバイザー窓口

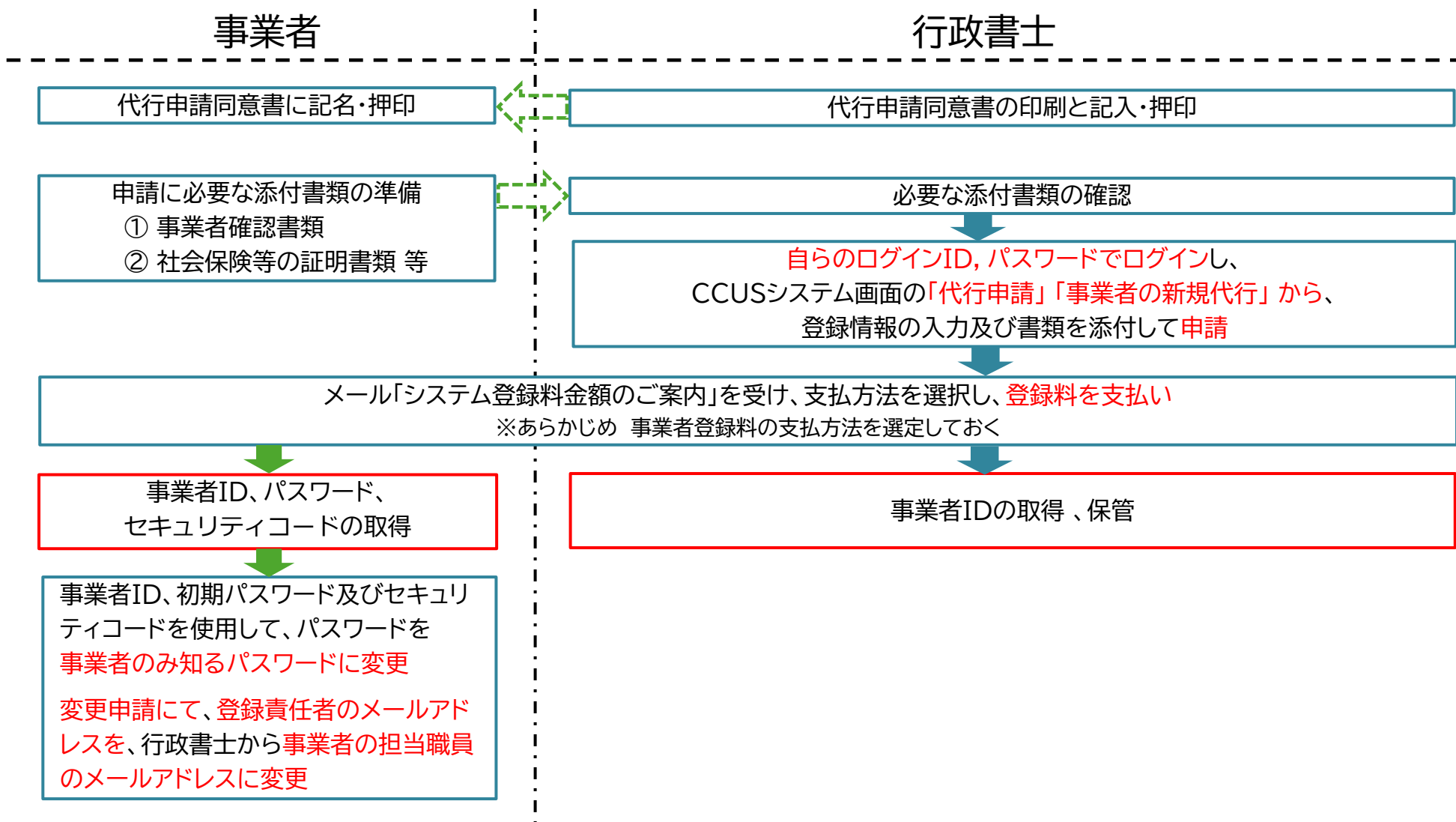
行政書士のメールアドレスを使用する方法

※ 事業者の新規登録(インターネット申請)の場合



CCUS登録行政書士による代行申請

※ 事業者の新規登録(インターネット申請)の場合



6. 登録行政書士のメリット ①

項 目		「行政書士による代行申請」			「代理申請」
		オンライン講習受講（認定アドバイザーは受講不要）		オンライン講習 受講希望なし	
		CCUS HPの名簿に掲載	CCUS HPの 名簿に非掲載		
		「登録行政書士」			
CCUS事業者登録		必 要			不 要
	CCUS利用料	事業者登録料（5年ごと） 6,000円 管理者 ID 利用料（毎年） 11,400円			不 要
申請フロー		※ 別紙「申請フロー」参照			
メリット					
CCUS登録希望者 にとって		① 自分で登録する代わりに、登録を依頼できる窓口が広がる。			
		② 書類の準備や登録など、届出業務に慣れた人に任せることができる。			
		③ 所定の講習を受講したCCUSに詳しい人に依頼することができる。			
		④ CCUS HPで近くの登録行政書士を探せる。			
行政書士にとって		① 登録申請の手順が簡略化される。			
		② 登録行政書士としてCCUS HP掲載名簿に載り、登録希望者の信頼を得られる。			
		③ 建設業振興基金により、CCUSに関する各種情報が提供される。			

登録行政書士名簿(CCUSホームページ掲載)

CCUS登録行政書士名簿

2022年7月24日現在

※新規に名簿への掲載を希望される行政書士の方には、CCUS事業者登録(別添「行政書士のCCUS事業者登録が可能になりました」<https://www.ccus.jp/attachments/show/62033a73-5124-4a75-9885-11c46abc59e> 参照)およびオンライン議論の受領(別添「オンライン議論の受付を開始しました」<https://www.ccus.jp/attachments/show/623d90c5-1ae8-42cc-be97-16a2c0a8081b> 参照)をお願いしております。

所在地	事務所・法人名	登録行政書士名	住所	対応エリア	電話番号	FAX番号	連絡先メールアドレス	ホームページURL
北海道	行政書士 相川法務事務所	相川 浩巳	札幌市北区北二十八条西二丁目1番23号 No2NSKt A202	全国可	011-788-8971	011-788-9271	aiaihome@outlook.com	https://aiaihome.wixsite.com/website
	在所 行政書士事務所	在所 康子	札幌市北区篠路	全国可	090-6690-7604		mail@yzaisho.com	https://yzaisho.com
	行政書士 中村旭事務所	中村 旭	札幌市豊平区平岸六条12丁目13番8号	北海道内	011-376-1512		kanri.ngs@gmail.com	
	行政書士毛利事務所	毛利 由佳	札幌市白石区	近隣市区町村可	011-777-0632		guin.mouri@gmail.com	https://www.gyouseisyoshimori.com
	サーベイ・ワン行政書士事務所	坂井 勝美	札幌市南区	全国可	050-5885-0726		info@survey-one.jp	https://survey-one.jp
	行政書士あおい事務所	羽場 葵	札幌市南区		011-799-1332		haba@gyouseiaoi.com	http://gyouseiaoi.com
	SATO行政書士法人	前田 綾乃	札幌市東区北5条東8丁目1-33		011-742-8222		sqs-ccus@sato-group.com	http://sqs.sato-group.com/
	木村元輝行政書士事務所	木村 元輝	札幌市東区伏古8条2丁目9番24号	全国可	011-742-8222			
	木間総合行政事務所	木間 良	札幌市東区3-2-13	北海道内				
	行政書士大西事務所	大西 秀一	札幌市東区	全国可				
	行政書士川原学徳事務所	川原 学徳	札幌市東区	北海道内				
	青藤行政書士事務所	青藤 忠雄	札幌市中央区北1条西18丁目1番52-101号 4F ヴァリ市田ビル	市区町村内のみ	090-5885-0726			
	岩原行政書士事務所	岩原 宏明	札幌市中央区南一条東2丁目11番地1 ノーザンビル大通東501号	近隣市区町村可				
	行政書士法人クリムソパートナーズ札幌	谷掛 力	札幌市中央区南一条東2丁目11-1 ノーザンビル大通東9階	全国可				
	行政書士斎藤信事務所	斎藤 哲	札幌市中央区大通西14丁目1-13 北日本大通ビル9階	近隣市区町村可				
	行政書士事務所オフィス・マサミ	佐藤 正己	札幌市中央区宮の森1条15丁目5番12-501号	全国可				
	たかさか行政書士事務所	高坂 克彦	札幌市中央区	北海道内				
	行政書士法人エニシア	八重樫 洋平	札幌市中央区					

CCUSインフォメーションNo.7【建設業振興基金】

日時 : 2022/7/4(月) 9:04

差出人 : [ccus-newsletter](mailto:ccus-newsletter@kensetsu-kikin.or.jp) <ccus-newsletter@kensetsu-kikin.or.jp>

宛先 :

各位

いつもお世話になっております。

日頃よりCCUSの普及促進にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

CCUS関連の最新情報をお知らせする「CCUSインフォメーション」をお送りします。ご一読くださいますようお願いいたします。

【CCUSインフォメーションNo.7】

① CCUS登録行政書士名簿の更新について

6月26日現在の名簿をCCUSのホームページに掲載しました。(25名追加、計547名)
リンク先 (CCUSHP) : [【CCUS登録行政書士名簿 2022年6月26日現在】](#)
ご参考に都道府県別登録者数一覧を添付いたします。

② 建設業法施行規則の一部改正について

令和5年1月1日施行予定の「建設業法施行規則の一部改正」において、「経営事項審査の社会性等(W)」に「審査基準日以前1年以内に請け負った「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」において、建設キャリアアップシステム上で就業履歴を蓄積するために必要なカードリーダー設置など、国土交通大臣が定める必要な措置の実施状況」が評価項目に新たに加わる見通しです。添付いたします「建設業法施行規則の一部改正について(概要)」をご確認いただくとともに、現在、国土交通省が改正案に関するパブリックコメントを募集していますのでご覧ください。
リンク先 (パブリックコメント) : [【「建設業法第二十七条・・・」の一部改正案に関する意見募集について】](#)

③ CCUSチャンネルの登録をお願いします!

CCUSチャンネルでは、CCUSに関連する様々なコンテンツを掲載しています。
<コンテンツの一例>
『システムの概要説明』
『CCUSの操作を簡単に説明した「CCUSかんたんガイド」シリーズ』
『CCUS関連の情報を整理したCCUS NEWS』
『CCUSを活用し事業展開を図る企業を紹介するCCUS Focus On』
チャンネル登録して頂きますと更新情報が通知されますので、是非チャンネル登録してご利用いただきますようお願いいたします。
リンク先 (YouTube) : [【CCUSチャンネル一般財団法人 建設業振興基金】](#)
※CCUSチャンネルご紹介の

みずほ国際行政書士事務所

事務所・法人名
みずほ国際行政書士事務所

登録行政書士名
明神 亜由美

住所
台東区

対応エリア
全国可

電話番号
03-4405-4910

連絡先メールアドレス
info@officemizuho.com

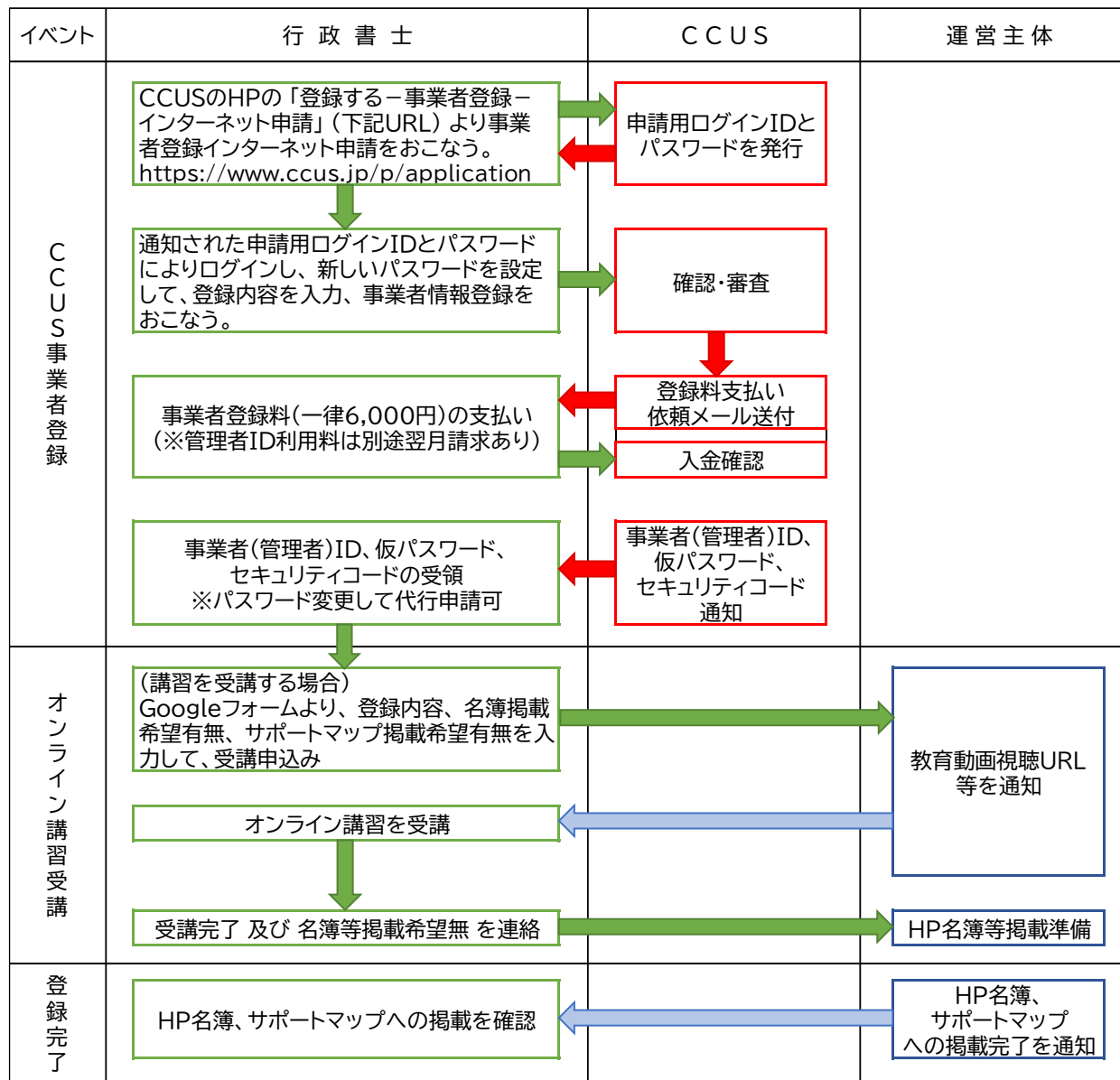
ホームページURL
<https://curvo.online/officemizuho/>

自由記載欄
・電話による相談(15分程度)は無料で承ります。



サポートマップ(CCUSホームページに所在地リンク掲載)

CCUSインフォメーション(月1~2回程度メール発信)



行政書士が 事業者登録申請 するにあたっては、下記についてご注意ください。

また、登録方法については、以下のURLに掲載の手引やインターネット申請ガイダンス等をご参照ください。

〈<https://www.ccus.jp/p/document#register>〉

【留意事項】

1. 法人・個人区分は、必ず「個人」を選択してください。 ※ 行政書士法人でも「個人」を選択してください。
2. 個人事業の開始届（写し）添付欄は、行政書士証票を貼付した台紙のJPEG画像を添付してください。
3. 資本金、完成工事高は、いずれも0円としてください。
4. 建設に関わる業種情報欄は、「☒その他」、「行政書士」と入力し、（ ）書きで登録番号を入力してください。
5. 社会保険に関する情報は、いずれも加入「無」を選択し、番号等の情報は登録しないでください。
6. 下記の入力例を参考に、情報を登録してください。 **特に、朱書き部位に留意してください。**

登録項目		入力例	摘要
建設業許可番号		—	入力不要
商号または名称			
必須	事業者名_フリガナ	シンコウギョウセイショシジムシヨ	
必須	事業者名_名称	振興行政書士事務所	
代表者名			
必須	フリガナ(セイ メイ)	シンコウ タロウ	
必須	代表者名(姓 名)	振興 太郎	
所在地			
必須	郵便番号	1050001	ハイフン「-」なし で入力してください。
必須	都道府県	東京都	プルダウンより選択してください。
必須	市区町村	港区	全角で入力してください。
必須	住所1	虎ノ門4丁目2番12号	全角、英数字記号半角で入力してください。
	住所2	虎ノ門MTビル2号館	全角、英数字記号半角で入力してください。
必須	電話番号	03-5473-4586	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。

8. 登録にあたっての注意事項 – ① 登録情報 –

法人情報		
必須	法人・個人区分	個人 法人でも「個人」を選択
	法人番号	—
	建設業以外の事業の有無	有 「有」を選択
添付書類		
	納税証明書(写し)	— 添付不要
	所得税の確定申告書(写し)	— 添付不要
必須	個人事業の開始届(写し)	行政書士証票.JPG 登録依頼書に 行政書士証票の写しを貼付 して添付
資本金情報		
必須	資本金額	0 千円 0 円のまま、入力不要
	添付書類	— 添付不要
完成工事高情報		
必須	売上高(申込前年度)	0 千円 0 円と入力
必須	完成工事高(申込前年度)	0 千円 0 円と入力
登録項目		入力例
登録責任者		摘要
必須	フリガナ(セイ メイ)	シンコウ ハナコ
必須	氏名(姓 名)	振興 ハナコ
必須	郵便番号	1050001 ハイフン「-」なし で入力してください。
必須	都道府県	東京都 プルダウンより選択してください。
必須	市区町村	港区 全角で入力してください。
必須	住所1	虎ノ門4丁目2番12号 全角、英数字記号半角で入力してください。
	住所2	虎ノ門MTビル2号館 全角、英数字記号半角で入力してください。
必須	部署名	本社 部署がない場合は「なし」と入力してください。
必須	担当者電話番号	03-5473-4586 電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
	担当者FAX番号	— FAX番号はハイフン「-」付きで入力してください。
必須	メールアドレス	hanako@gyousei.co.jp

8. 登録にあたっての注意事項 – ① 登録情報 –

建設業許可情報		
	許可有無	無 「無」のまま
建設に関わる業種情報		
	現に営んでいる業種	— 業種を選択しない
	上記以外に営んでいる業種	その他 「 ☒ その他」を選択
	その他内容	行政書士（12345678） 「行政書士（登録番号）」と入力する
健康保険		
必須	加入状況 必須	無 プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	— 入力不要
	事業所番号	— 入力不要
	健康保険組合有無	— 入力不要
	健康保険組合名称	— 入力不要
	国保組合有無	— 入力不要
	国保組合名称	— 入力不要
	添付書類	— 添付不要
年金保険		
必須	加入状況 必須	無 プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	— 入力不要
	事業所番号	— 入力不要
	添付書類	— 添付不要
雇用保険		
必須	加入状況 必須	無 プルダウンより「無」を選択
	労働保険番号	— 入力不要
	添付書類	— 添付不要

建設業退職金共済制度			
	必須	加入状況 必須	無
		共済契約者番号	—
		添付書類	—
中小企業退職金共済制度			
	必須	加入状況 必須	無
		共済契約者番号	—
		添付書類	—
労災保険特別加入			
	必須	加入状況 必須	無
		労災保険番号	—
		整理番号	—
		添付書類	—
CI-NET			
		CI-NET有無	無
		CI-NETコード	—
電子証明書の種類			—
主要取引先			—
表彰履歴			—
所属団体			—
就業履歴データ連携認定システム			—

行政書士CCUS登録依頼書

行政書士証票

●証票記載内容 記入欄（確認のため必ず記入願います）

氏 名	
事務所名称	
事務所所在地	
登録番号	

注1 CCUS登録情報の「法人情報」欄への添付書類は、「個人事業の開始届（写し）」添付欄に本紙を添付のこと。
添付のファイル形式は、カラー画像JPG形式（JPEG形式）に限る。

注2 事務所単位（個人、法人）での登録のため、原則として代表者（又は代表社員）の氏名及び登録番号を記入のこと。ただし、事務所に主にCCUSを担当する者が別にいる場合は、当該行政書士の氏名を記載しても可。

行政書士CCUS登録依頼書（通常申請用：新規・変更）

- ・ 事務所名や住所等変更後の「行政書士票」発行前に、CCUSの「行政書士情報」を変更申請する場合
【留意事項】以下の記載の運用は、「特殊変更申請のみ」に適用します。「新規申請」では「不備」となります。

1. 個人の氏名・事務所名称・事務所所在地に変更が生じた場合の添付書類

(1) 行政書士CCUS登録依頼書(行政書士票 更新前 変更申請用)

「証票記載内容 記入欄」へ変更後の内容を(変更のない項目も含め)記入。

(2項, 3項の(1)も同様です)

(2) 単位会の受理印が押印された「行政書士変更登録申請書」の写し

・行政書士変更登録申請書：<https://www.gyosei.or.jp/sites/default/files/2019/04/fe2febe0132b9fa3bce33357e2cd6934.pdf>

2. 法人設立の場合の添付書類

(1) 行政書士CCUS登録依頼書(行政書士票更新前変更申請用)

(2) 単位会の受理印が押印された「行政書士変更登録申請書」の写し

(3) 単位会の受理印が押印された「行政書士法人成立届出書」の写し

・行政書士法人成立届出書：<https://www.gyosei.or.jp/sites/default/files/2021/04/4aa9466269bff53d7ad924b4f1bc63fe.pdf>

3. 法人の名称・事務所名称・事務所所在地に変更が生じた場合の添付書類

(1) 行政書士CCUS登録依頼書(行政書士票更新前変更申請用)

(2) 単位会の受理印が押印された「行政書士変更登録申請書」の写し

(3) 単位会の受理印が押印された「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」の写し

・行政書士法人名簿登載事項変更届出書：<https://www.gyosei.or.jp/sites/default/files/2016/03/30fd61af8ff0d24f466f60fdceab3ce7.pdf>

■ 留意事項

変更後の「行政書士票」発行前におけるCCUS「行政書士情報」変更申請の審査においては、以下の事項を確認いたします。異なる場合は「不備」となりますので、お間違えのないようフォームの使用及び情報の記入をお願いいたします。

(1) 行政書士CCUS登録依頼書(行政書士票更新前変更申請用)を添付していること

※ 朱書き等の書式は変更せず、カラー画像ファイルJPG形式(JPEG形式)

に変換してください。モノクロ画像の場合は「不備」となります。

(2) 行政書士CCUS登録依頼書(行政書士票更新前変更申請用)の「証票記載内容 記入欄」記載内容と CCUS変更申請登録情報 が合致していること

■ その他

以下の様式は、この資料に記載のURL(リンク含む) は変更になる可能性があります。

最新性を、ご自身でご確認いただけますようお願いいたします。

- ・ 行政書士変更登録申請書
- ・ 行政書士法人成立届出書
- ・ 行政書士法人名簿登載事項変更届出書

行政書士CCUS登録依頼書

行政書士証票

変更申請中

●証票記載内容 記入欄（確認のため必ず記入願います）

氏 名	
事務所名称	
事務所所在地	
登録番号	

注1 CCUS登録情報の「法人情報」欄への添付書類は、「個人事業の開始届（写し）」添付欄に本紙を添付のこと。
添付のファイル形式は、カラー画像JPG形式（JPEG形式）に限る。

注2 事務所単位（個人、法人）での登録のため、原則として代表者（又は代表社員）の氏名及び登録番号を記入のこと。ただし、事務所に主にCCUSを担当する者が別にいる場合は、当該行政書士の氏名を記載しても可。

行政書士CCUS登録依頼書（行政書士票更新前変更申請用）